

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉 笠間市社会福祉協議会のすべての職員（以下「本会の職員」という。）が遵守すべき倫理基準について定める。

(適用)

第2条 この規程は、本会の職員に適用する。

(基本的態度)

第3条 本会の職員は、本会の職員であることを常に自覚し、清廉潔白な態度で業務を遂行し、信用を害する行為、不名誉となるような行為等をしてはならない。

(守秘義務)

第4条 本会の職員は、開示が認められる又は法的に義務づけられる場合を除き、個人情報を含む職務上知り得た情報その他本会に関する情報を機密として保護し、業務から退いた後も秘密保護を継続しなければならない。

(資産の保護と適切な利用)

第5条 本会の資産は、適切な目的にのみ利用されなければならない。

2 本会の職員は、本会の資産を保護し、これを有効に利用しなければならない。

(記録保持)

第6条 本会の職員は、規程及び要綱等に基づき、業務及び財務に関する書類等を正しく作成し、所定の期間保存しなければならない。

2 虚偽の書類作成及び意図的な関係書類の隠匿又は破棄は厳に行ってはならない。

(環境問題への取組)

第7条 本会は、環境保護に対する責任を常に意識し、環境問題に積極的に取り組むものとする。

(社会貢献)

第8条 本会は、企業市民の一員として、社会の様々な活動に積極的に参加し、貢献するものとする。

(人権の尊重)

第9条 本会は、人権を尊重し、国籍、民族、性別、年齢、人種、宗教、信条、社会的障害及び障害の有無を理由とする差別やハラスメントを一切行わないものとする。

(職場環境)

第10条 本会は、平等な雇用機会を確保し、本会の職員に対して健全で働きやすい職場環境を維持するものとする。

(事情説明)

第11条 本会の職員がこの規程に違反する行為を行ったとき、または違反する行為を行っているという疑惑が発生したときは、倫理委員会は本会の職員に対し、事情説明を求めることがある。

2 倫理委員会から事情説明を求められた本会の職員は、倫理委員会に対し事実を説明しなければならない。

3 倫理委員会での調査の結果は、理事会及び評議員会に報告する。

(懲 戒)

第 12 条 この規程に違反した本会の職員は、倫理委員会からの報告を基に理事会で懲戒処分に付すると裁定された場合には、社会福祉
法 人 笠間市社会福祉協議会職員就業規程（平成 18 年規程第 10 号）等の規定により処分する。

(その他)

第 13 条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 3 日から施行する。